

事務連絡
平成 31 年 2 月 15 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
都道府県総務主管部(局) 市区町村主管課

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
総務省自治税務局市町村税課

平成 30 年 7 月豪雨により被災した被保険者等の一部負担金及び
保険料(税)の減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて

平成 30 年 7 月豪雨により被災した被保険者等の一部負担金及び保険料(税)の減免措置に対する財政支援については、「平成 30 年 7 月豪雨で被災した被保険者等の一部負担金の取扱いについて(その 2)」(平成 30 年 10 月 29 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡)並びに「平成 30 年 7 月豪雨により被災した被保険者に係る国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援の基準等について」(平成 30 年 7 月 19 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡)及び「平成 30 年 7 月豪雨により被災した被保険者に係る後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の基準等について」(平成 30 年 7 月 19 日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡)に基づいて行ってきたところです。

今般、一部負担金及び保険料(税)の減免措置に対する財政支援を下記の通り引き続き実施することとしましたので、内容を御了知いただくとともに、貴管内市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び関係団体においては、適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。

記

1 一部負担金の免除措置に対する財政支援について

平成 30 年 7 月豪雨による災害に係る災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用市町村(以下「災害救助法適用市町村」という。)及び災害救助法適用市町村が加入する後期高齢者医療広域連合において、平成 30 年 7 月豪雨の被災者に係る平成 31 年 3 月 1 日から同年 6 月 30 日の間の一部負担金の免除を行った場合は、平成 31 年度の特別調整交付金により、平成 31 年 2 月 28 日までと同様の財政支援を予定していること。

2 保険料（税）の減免措置に対する財政支援について

災害救助法適用市町村及び災害救助法適用市町村が加入する後期高齢者医療広域連合において、平成30年7月豪雨の被災者に係る平成31年度相当分の保険料（税）額であって、平成32年3月末日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するもののうち、平成31年4月分から6月分までに相当する月割算定額について、保険料（税）の減免を行った場合は、平成31年度の特別調整交付金により、平成31年3月31日までと同様の財政支援を予定していること。